

各國中央銀行の政府との関係

1. はしがき

戦前、金本位制度の自動的調節機能が尊重された時代には、中央銀行が政治的干渉を受けることなく自由に業務を行うことこそ公共の利益に最も寄与するゆえんであると解され、多くの中央銀行は国の立法機関および行政機関に対して当然に独立性を認められていた。

しかしながら1929年に始まる世界的不況を機として、各国が海外より来る不況の深刻さを遮断して国内的に生産雇用の維持を図ろうとするに至り、金本位制度は崩壊して管理通貨制度へ移行することとなつた。これは当時の経済情勢を背景として国際均衡主義に対し国内均衡を重視したものであつたが、やがてこれが通貨価値安定の軽視となり、国内的なインフレーション、対外的な平価切下げ競争にまで発展し、同時に第2次大戦の一因を形成して行つた。このような推移の下にあって中央銀行の伝統的な政策とか、その政策行使上の地位とかに大きな変化がもたらされたのはけだし当然の成行きであつたが、各国が準戦時体制そして戦争経済へ突入するに至つて、統制経済の体制が強化され、低利巨額の戦費調達などから中央銀行の政策は著しく従属的なものとならざるをえない状況となつた。

戦後の混乱期を経て経済の平時体制への切替えが進捗してみると、通貨価値の安定を等閑視して経済の成長や雇用の増大を図ればそれはインフレーションの高進となつて国際収支の壁に突き当ること、一方これが解決につき従前のような為替管理などの手段に訴えるのは国際経済交流を著しく阻害し、国際的視野に立つた経済の発展が困難な

こと、したがつて各國における国内政策そのものを改めざるをえないということが広く認識されるようになった。多くの国々が当面したインフレーションの問題は1950年前後を機とするいわゆる「通貨政策の復活」、すなわち中央銀行の伝統的通貨政策手段の復活によつて抑制され、通貨政策はその後の発展に大なる効果を發揮した。この経験は通貨価値の安定軽視が経済の安定的発展を阻害するという認識を高め、多くの国々では中央銀行の通貨政策が重要な課題の一つとなるようになつた。かくして1930年代以降の異常な時代環境の下に一時省みられなかつた中央銀行の独立性は経済の平常化とともに——そして管理通貨制度の下で新しい意義と格段の重要性をもつて——再認識されるに至つた。

このような推移を背景として、今や中央銀行の独立性尊重は、国により程度の差こそあれ普遍的傾向となりつつある。米国の金融制度、金融政策につき検討を行つたパットマン委員会が米国連邦準備制度の独立性に与えた高い評価、オランダ、豪州、その他における政府指令権の制限や、オーストリア、フィリピン、セイロンその他の国の政府と中央銀行間の政策調整の新しい考え方、そして最も新しい中央銀行法として注目を集めている西ドイツ・ブンデス銀行法における高度の独立性原則の確認などは立法その他の公開資料によつて示されるその事例の一端にすぎず、実際的な政策運営にわたつての変化はさらに大きなものがあることは想像に難くない。

本稿においては以上のような観点から、世界的主要国における中央銀行の政府との関係、両者の政策調整などの現状を調査し、これを主として立

法面から概観したい。

2. 政策決定機関の任命および同機関への政府代表参加

(1) 政策決定機関の任命

各国中央銀行の政策決定機関のメンバーの任命については国王、総督、大統領を含めて政府が関与しているのが一般的である。米国では連邦準備制度理事会のメンバー7名の任命は上院の助言および承認を得て大統領が行うこととなつており、英国では英蘭銀行理事会のメンバーたる正副総裁各1名、理事16名が国王によつて任命される。またフランスでも公共金融機関代表たる理事4名、フランス銀行職員投票理事1名を除くフランス銀行理事会メンバーのうち総裁1名、副総裁2名は総理大臣の任命にかかり、各界代表理事7名は担当大臣推薦の上大臣が任命する。

西ドイツのブンデス銀行の場合は複雑で、その政策決定機関たる中央銀行理事会のメンバー20名のうち、正副総裁各1名ならびに8名以内の執行役員は連邦政府の推薦に基き大統領が任命するが、連邦政府は推薦に当つて中央銀行理事会の意見を聴取しなければならない。また残りのメンバー10名は各州中央銀行総裁であるが、これは連邦参議院の推薦に基き大統領が任命するもので、連邦参議院はその推薦に当たり州官庁の推薦と中央銀行理事会の意見聴取を必要とする旨規定されている。すなわち、州中央銀行総裁任命には連邦政府の関与が意識的に排除され、その代りに連邦参議院(上院)が登場し州の意向を反映せしめている。

その他政府が任命権を有する事例として、国王、大統領または総督が任命権を有するベルギー(ただし一部株主総会任命)、オランダ(オランダ銀行の理事会および監事會の合同集会推薦)、フィリピン(上下両議員により構成される任命委員会の同意を要する)、セイロン、豪州、ニュージーラ

ンド、内閣が任命権を有する日本(政策委員会任命委員4名については両議院の同意を要する)が挙げられ、スイス(スイス国民銀行の参事会推薦)、オーストリア(ただし一部株主総会任命)、インド、パキスタン(ただし一部株主互選)でも政府が任命権を有する旨規定されている。

要するに、各国中央銀行の政策決定機関のメンバーの任命については、程度の差こそあれ政府がこれに関与し、これを通じて政府は金融に関する権限を留保し、中央銀行に対して最終的に責任を負うというのが世界的傾向である。しかしその任命に当つては政府が単独に行うことなく、国会または中央銀行政策決定機関などの助言、同意、推薦などを経るもののが少なくないといふことも注目する必要があり、推薦母体のいかんによつては政府の任命権もその実体的内容がかなり異なつてくることになる。

なお、以上に対する若干の例外として出資者総会あるいは国会が任命権を有する国がある。イタリアでは出資者総会が理事12名の任命権を有し、この理事会がイタリア銀行総裁を任命するが、総裁の任命に当つては財務大臣の同意、大統領令による承認が条件とされている。またスウェーデン、ノルウェー、フィンランドなど北欧諸国では国会が政策決定機関の任命権を有しており、政府との関係は希薄であるが、これに関しては項を改めて述べることとしよう。

次に、政策決定機関のメンバーの解任について見ると、任命権は政府が有していてもその任期はかなり長期であり、一度任命した以上は任期中その身分を保障することによって自主的な金融政策の決定運営を行わしめている国が大多数であつて、一般に政府との政策対立などを理由に政策決定機関のメンバーの地位が左右されるような事態を避けるよう万全の注意が払われている。

たとえば米国、西ドイツでは理事の任期がそれ

それ14年、8年と長期にわたり、しかも政府は中央銀行法の立法趣旨などからみて罷免権を有しないとの解釈が確立されている。したがつて大統領の権限の及びうる範囲は連邦準備制度理事会議長（理事会メンバー中より大統領が指名）の交替にとどまり、過去これが発動をみた唯一の事例では連邦準備制度理事会理事たる身分に変更はなかつた。この点に関する法文が定立されている英國、オーストリア、ノルウェー、カナダ、フィリピン、セイロン、豪州、ニュージーランドなど多くの国々における規定をみても、罷免該当事由については精神異常、犯罪、破産、その他長期にわたり職務遂行が不可能となつた場合などむしろ通常の市民としての欠格条件のごときものに限定し、その身分を厳重に保障している。

わが国の場合も一応身分保障が規定されているが、政策委員会のメンバーたる総裁と任命委員の身分保障に関して相違があり、総裁については大蔵大臣の命令に違反したとき、公益を害したときまたは日本銀行の目的達成上必要ありと認められたとき罷免されるという幅の広い解任規定が設けられている点が注目される。

政府に幅の広い解任権を認めているのはインド、パキスタン両国であつて、両国とも政府が個々の政策決定機関のメンバーについて隨時解任しうる（パキスタン国民銀行における出資者選任理事は一定数を越える中央理事会多数決による同意を条件とする）こととなつてゐるほか、中央銀行がその課せられた義務を遂行しえなかつたと政府が認めた場合は、政府は理事会全員を更迭しうる旨規定を設けている。もつともこの理事会の更迭は官報告示により、かつ国会への報告を必要とされてゐるので必ずしも無条件のものとは言えない。

（2）政策決定機関への政府代表参加

政府代表が中央銀行の政策決定機関に参加し、政府と中央銀行の間の意思疎通および連絡調整を

図つている国はかなり多い。米国では財務長官および通貨監督官が連邦準備制度理事会の前身である連邦準備局のメンバーであつた。これは1935年連邦準備法改正により準備局が理事会に改められた際、従来連邦準備制度に与えられていた独立性を一層完璧ならしめる趣旨から廃止されたが、西ドイツでは政府代表がブンデス銀行理事会に出席権を有しており、フランス、カナダ、フィリピン、セイロン、インド、パキスタン、豪州、ニュージーランド、日本の9か国では政府代表が政策決定機関の構成員となつてゐる。もつともこれらの国でも、政府代表には議決権を認めていないのが通例であつて、これを認めているのはフィリピン、セイロン、パキスタンなど少数の国にすぎない。

またオーストリア、ベルギー、デンマーク、オランダの4か国では弁務官制度がとられてゐる。弁務官は政府のために中央銀行が法律定款に従つて行動しているか否かを監督し、あるいは帳簿および金庫の検査、決算の監査などをを行う機関であるが、他面中央銀行の諸会議に出席し、意見を述べ、提案を行う（ただし上記いずれの国でも議決権はない）など政府代表としての機能をも有するものである。日本の監理官制度もこれに類似するものであるが、政府代表が政策決定機関に参加している上にかかる制度を設けている事例は他に見られない。本制度は戦後政策委員会の設置に伴い同委員会に政府代表が参加することと改められた際、そのまま存続されて現在に至つてゐる。

政府代表の資格については特に規定していない国もあるが、西ドイツでは連邦政府構成員（レンダーバンク時代は大蔵大臣および経済大臣またはその代理となつてゐたが政府構成員と改められた結果閣僚クラスに限定された）、デンマークでは通産大臣（職権上弁務官）、フィリピンでは財務長官といづれも閣僚の地位にあるものであり、カナダ、

セイロン、豪州、ニュージーランドでは大蔵次官となつてゐる。

3. 中央銀行の金融政策に対する政府の関与

政策決定機関のメンバーの任命およびこれへの政府代表参加以外に、中央銀行の金融政策——たとえば公定歩合および支払準備率の決定変更、公開市場操作など——その他業務の決定ないし運営などにつき政府がどのような関与を行つてゐるか調べてみよう。

まず米国、フランス、イタリア、スイス、スウェーデン、ノルウェー、デンマーク、フィンランド、カナダ、フィリピンのように中央銀行の政策に対し政府がほとんど関与を行つていない諸国を挙げることができる。

これに対し一部の国では政府に対し何らかの形式の関与権が与えられているが、これを一般的な関与権と個別的な認可権に大別することができる。一般的な関与権とは以下に述べる政府の指令権、拒否権、異議申立権および議決延期請求権がこれである。

(1) 指令権

一般的な指令権を政府が留保するもので、英國、インド、セイロン、日本がこの事例に属する僅少の国である。

英蘭銀行の場合、大蔵省は公益上必要と認めたときはそのつど同行に対し指令を発しうることとなつてゐる。ただし大蔵省は事前に英蘭銀行総裁と協議を要することとされており無条件のものではない。この規定は1946年、英蘭銀行の国有化に伴つて設けられたものであるが、英蘭銀行に準じて国有化されたインド準備銀行の場合も同様の規定が設けられた。

セイロンでは大蔵大臣と中央銀行との間に、中央銀行の通貨政策がセイロン国民の最大利益に向

けられているか否かにつき意見の相違をきたした場合、大蔵大臣が指令権行使しうることになつてゐる。しかし両者は事前に合意に達するよう努力すべきものと規定され、もし指令を発する場合にはその結果について政府は責任をとらねばならぬこととされている。

最後に日本の場合について見ると、日本銀行法では大蔵大臣は日本銀行の目的達成上特に必要と認められるときは、必要な業務の施行、または定期の変更、その他必要な事項を命ずることができるものと規定されている。これは一般に業務命令権といわれているが、英國などの場合と違つてその行使について何ら条件が付されておらず、また運用上かなり広い解釈の余地を残すものである点、またそのほかに大蔵大臣の一般的監督命令権が規定されている点が注目される。

このような指令権の存在は第2次大戦に至る戦時統制経済下ヒットラーによる1939年ライヒスバンク改組立法の例が有名で、日本の立法(1942年)にも強くこれが影響を与えたといわれる。このライヒスバンク法は戦後廃棄され、西ドイツおよびオーストリアでそれぞれ中央銀行法を作成する際後述の議決延期請求権、異議申立権に改められた。

なお、オランダ、豪州、ニュージーランドでは最近に至るまで大蔵大臣の一般的指令権を規定していたが、戦後の中央銀行法改正により制限なし廃止し、両当局の意見の対立は後に述べるような第三者の裁定で調整するように改めた。これは戦後の中央銀行制度の傾向を示す好例である。

(2) 拒否権

政府が拒否権を留保するもので、ベルギー国民銀行がこの唯一の例である。すなわち同行における弁務官は、理事会の決定が法律定款に違反した時は国家の利益に反するものと認めたとき拒否権行使しうる。しかしこれは特定の行為を命令す

るという指令権と異なつて消極的なものであり、しかも1948年の法律の前文では中央銀行が行政権から独立性を保つべきことが強調され、社会的利益に対する判断の相違によつて中央銀行の行動の自由が犠牲とされてはならない旨が明記されていることを見のがしてはならない。

(3) 異議申立権

政府による異議申立権で、オーストリア国民銀行における弁務官は理事会の決定が現行法規に反するものと認めた場合異議を申し立てうる。この異議申立が行われると理事会の決定はその実施を延期されるが、1週間を経過し大蔵大臣が撤回しない限り仲裁裁判所の決定に委ねられることになつてゐる。なお仲裁裁判所については後述するが、単に政府側のみならず、政府が国民銀行の義務遂行を阻害するような施策を行つた場合、国民銀行側からする提訴をも認めており、両者が同等の立場に置かれていることが注目される。

(4) 議決延期請求権

政府が中央銀行の政策決定機関の議決を一定期間延長させる権限を保有するもので、西ドイツがこの例である。西ドイツの場合、連邦政府の構成員は中央銀行理事会に出席し、各種の提案をなす権限を有するが、必要ありと考える場合には中央銀行理事会の決定を2週間限り延期させる請求権を有している。中央銀行理事会は原則として2週間に1度開会されるので、これは事実上次の開会日まで議決を延期し再考を求める意味するが、同一議決につき再度延期を求ることはできず、2週間を経過すれば中央銀行理事会は自主的に議決しうることになつてゐる。

以上が政府の一般的な関与の諸形態であるが、次に政府が中央銀行の金融政策決定につき個別的な関与を行う形式としては認可制度がある。

各国制度における認可事項を調べてみると、一般的に数が少なく、それも組織とか銀行券関係と

かに若干見受けられるのであつて、とくに公定歩合、公開市場操作および支払準備率などの個々の主要な金融政策の決定について個別的な認可を必要とする事例は諸外国ではほとんど見出し難い。強いて挙げてみれば次のごときものがある。すなわち、フランス銀行が公定歩合を地域別に差等を設けて指定する場合には政府の承認を要する。しかし実際問題としてこのように公定歩合を国内同一率とせず、地域別に決定するということは今日行われていない。またイタリア銀行では公定歩合の変更は総裁がこれを財務大臣に提案し、財務大臣がこれを決定することとなつてゐる。しかしこれはイタリアにおける発券銀行がまだイタリア銀行1行に統一されていなかつた時代の規定の遺物であつて、公定歩合が発券銀行ごとにまちまちになることを防ぐ趣旨のものであつたから、今日では政府がこの規定を發動して公定歩合の変更に干渉した事例はない。さらに支払準備率の変更について、ニュージーランド準備銀行では大蔵大臣の承認を要し、パキスタン国民銀行では大蔵大臣の決定を仰ぐことになっているが、これは両国とも支払準備率の最高限度が法定されていないという特殊事情に基くところが大きい。（なお明文の規定はないが英蘭銀行の公定歩合決定は実質上大蔵大臣が認可権を有している模様である。）

最後にわが国について見ると、支払準備率の変更というような政策事項に関するもののみでなく、定款によつて業務の重要な規定はすべて大蔵大臣の認可を要することになつてゐる。ちなみに、政策手段に関するもの以外で各国が個別的認可制を比較的多くとつてゐる銀行券関係の場合でも、ほとんどは券面金額、様式といった範囲に関するもので準備資産内容などまでを認可の対象としている事例はなく、またわが国のように個別的認可が経理関係の内部問題に至るまで、きわめて広範囲にわたつて規定されているものはない。

以上、中央銀行の金融政策に対する政府の関与につき各国の事例を見てきたが、これらを通じて明らかなことは、政府の関与について一般的な規定を設けている国はある程度存在するが、認可権のごとく個別的な関与権を設けている国はほとんど見られないということである。しかも一般的な関与権についても積極的な指令権に対して戦後消極的な議決延期請求権、異議申立権、拒否権などの形式が優位を占めてくる傾向にあるといえよう。

4. 中央銀行と政府の政策調整

中央銀行の金融政策と政府の一般的経済政策とが円滑かつ公正な協調を保つように慎重な考慮を払わねばならないのは言うまでもない。西ドイツ・ブンデス銀行の独立性が法律で与えられた権限行使について政府の指令を受けないと謳われている反面、「その任務を妨げない限り連邦政府の一般的経済政策を支持する義務」を有するものとされており、またオーストリア国民銀行法でも連邦は同銀行の義務を阻害するような施策を行つてはならないとしつつ、国民銀行はその信用政策の範囲内で国民経済的要請を考慮する義務があり、通貨信用政策の一般準則を決定するに当つて政府の経済政策を顧慮しなくてはならないと規定されていることは、両者の協調のあり方として注目すべきものと考えられる。

このような一般原則のほかにも政府と中央銀行の政策調整の具体的方法に関する各国の中央銀行関係立法がとくに明文を置くようになつてきたことも最近の大きな特色で、次にこの点について述べてみよう。

(1) 中央銀行の政府に対する勧告、助言

多くの国々において中央銀行と政府の間に非公式な折衝と協議という伝統的な政策調整の方法がとられていることは看過することのできない事実であるが、中央銀行がその権限ないし義務として

政府の経済政策に対し積極的に助言、勧告、提案などを行うよう明文の規定を設けているものも少なからず存在する。

たとえば、1957年成立した西ドイツのブンデス銀行法においては、一般的にブンデス銀行は政府に対し通貨政策上重要な意義を有する事項につき助言を与るべきことが規定されている。また「連邦政府は通貨政策上重要意義を有する問題を討議する政府の会議にブンデス銀行総裁を招請しなくてはならない」旨新たに規定が設けられ、さらに政府は公金預金の中央銀行預入以外の運用についてブンデス銀行の同意を要すること、ブンデス銀行を経由しない公債発行については同行と協議せねばならないことなどが規定されている。

戦後設立されたフィリピン、セイロンの中央銀行法の場合も同様であつて、中央銀行はインフレーション、外貨不足などの経済危機に際しては情勢を分析した報告書を提出して意見を述べ、政府のとるべき措置について勧告、助言すること、あるいは政府の信用取引、政府金融機関の政策について勧告をなし、また政府金融機関を監督することなどを規定している。

これらは既述したような政府の中央銀行の金融政策への関与と逆な関係を示しているが、国民経済発展の基礎条件である通貨価値の安定を重視する観点から、中央銀行の意思が政府の政策に反映することが望ましいとするものであつて、最近の中央銀行立法の一つの傾向といえよう。

(2) 政策が対立した場合の調整

政府と中央銀行との間に政策の不一致が生じた場合、両者間のみで解決する制度としては既述の指令権、拒否権などがあるが、その項で触れたように政府、中央銀行以外の第三者的な仲裁機関を設け最終的な調整を図つている事例が存する。これも戦後の中央銀行制度に見られる新しい傾向で

あるが、1955年制定のオーストリア国民銀行法によつて設けられた仲裁裁判制度がその最も典型的な事例であろう。

同法によれば、政府と中央銀行との間の意見の不一致を調整するため、最高裁判所長官を長として連邦政府ならびにオーストリア国民銀行がそれぞれ任命する各2名の裁判官により構成される仲裁裁判所の設置が定められており、仲裁裁判所はさきに述べた弁務官からの異議申立または国民銀行理事会からの提訴があつた場合、最終決定を下すことになっている。かかる制度はまだ他に例のないものであるが、中央銀行が課せられた通貨価値維持の義務を遂行するに当つて政府から阻害された場合などの提訴権を認めることにより、中央銀行の地位を強化し、逆に政府に対し中央銀行の通貨政策を尊重するように配慮することを要求している点で画期的なものと言えよう。

また、上記オーストリアの場合と多少ニュアンスの差はあるが、オランダ、ニュージーランド、豪州でも政府の中央政府に対する指令権を戦後制限し、新たに第三者による仲裁制度を設けている。すなわち、オランダ、ニュージーランドでは中央銀行が大蔵大臣の指令を拒否して、それぞれ国王または国会の最終決定を求めることがあり、また豪州では大蔵大臣の指令権を排除し、理事会と大蔵大臣の意見が相違した場合は総督が最終的に決定し、その間の事情を大蔵大臣より国会に報告せねばならぬことと改めている。

なお政策に関する問題ではないが、オランダでは貸借対照表につき弁務官とオランダ銀行とが意見の一致を見ないときは、オーストリアの場合に類似した機関により裁決されることとなつておらず、フランスでは大蔵大臣はフランス銀行に関する法規の違反ありと認めた場合に行政裁判所に提訴しその裁決を求めることがなつてゐる。

(3) 経済金融政策に関する審議会による調整

次に、わずかではあるが中央銀行総裁と大蔵大臣などの政府代表を含む経済金融政策に関する審議機関において事実上の政策調整が行われている国があり、フランス、イタリア、フィリピンの3か国がこれに属する。

たとえばフランスの国家信用審議会は、議長となる大蔵大臣、副議長となるフランス銀行総裁、およびその他政府代表、金融機関代表により構成され、政府の信用政策に関する諸問の答申、建議、勧告などを行う機関であるが、フランス銀行がその事務局となつており、ここにおいて政府および中央銀行の事実上の政策調整が行われている。

次に、イタリア銀行の場合もほぼ同様であつて、同行総裁は経済関係閣僚により構成される貯蓄信用閣僚審議会（政府の金融行政に関する最高機関一事務局はイタリア銀行）に出席する権限を有しており、これにより事実上の政策調整が行われている。

またフィリピンの場合は、政府の経済政策、財政政策と中央銀行の通貨政策、為替政策との間に有効な調整を図るために中央銀行総裁は国家経済審議会の構成員となる旨中央銀行法に明記しているが、その理由は政府の経済政策の立案に当り中央銀行に意見を述べさせることの必要性がしばしば痛感されたことによるものとされている。

最後に、政府が中央銀行の政策に対し何ら関与権を有せず、また政策が対立した場合の最終調整措置も設けていない国の一例として米国の場合を見ると、この点に関するパットマン委員会の質問に対しスナイダー財務長官は、「政策が対立した場合、大統領がその解決を行うものと一般には考えられやすいが、大統領は理事会メンバーの罷免権を有しておらず、また命令権も有していない。したがつてこの対立を解決するためには、大統領と理事会とが相互にその独立性を認め合つて、両者が一卓に会し自由に問題の討議を行う権利と

義務を有する。」と述べ、さらに意見として大統領が現在以上の権限を持つべきではないと言っている。

5. 国会との関係

これまで述べたのは中央銀行と政府の関係であつたが、中央銀行と国との関係が主として国会中心に構成され、政府との関係がきわめて希薄な国も存在する。

北欧諸国の中央銀行制度がこれに属するもので、たとえばスウェーデン・リクスバンクでは政策決定機関たる理事7名のうち、会長1名は国王が任命しているが、総裁を含む残り6名のメンバーは国会が任命権を有しており、原則として国会議員の中から任命されている。またリクスバンクは国会の保障の下に置かれる旨規定され、理事会は国会ならびに国会の銀行委員以外の者から指令を受けることなく、国会ならびに国会の銀行委員会に對して職務上の責任を負うこととなつてゐる。同行がこのように国会に対し直接責任を負うこととされたのは、かつて好戦的な国王が国民の意思を無視して戦争を強行し、激しいインフレを招來した同国の歴史的事情にもよるものといわれてゐる。政府よりも国会が中央銀行に対して密接な関係にあることはノルウェー、フィンランドなどの北欧諸国においても同様であつて、両国とも国会が中央銀行の政策決定機関のメンバーの任命権を有しており、またフィンランドでは中央銀行が国会の保障と監督の下に置かれる旨規定されている。

なお国会との関係ではないが、中央銀行の特殊性からその経理監査について行政府とは別個の機関である会計検査院が検査を行うよう規定を設けている国があり、英國(発行部についてのみ)、フランス(営業店についてのみ)、西ドイツ、セイロン、インド、パキスタン、豪州、日本がこれに属

する。各国中央銀行では一般に政府による経理監査は行われておらず、上記諸国でも内部監査のほかは会計検査院が経理監査を行うのみであるが(ただしセイロン、豪州は内部監査機構なし)、日本のみは会計検査院検査のほか予決算に関する大蔵大臣の承認、監理官による監督、さらに直接大蔵大臣の業務および財産の状況に関する検査監督につき規定を設けている。

また、フィリピンでは会計検査院長が中央銀行の監査役を任命し、西ドイツでは会計検査院の同意を得て理事会が公認会計士を任命することになつてゐる。

6. む す び

以上、各國中央銀行と政府との関係を通観して明らかなことは、政府は中央銀行の政策決定機関の任命を通じて最終的に責任を負うのが普遍的傾向であり、これ以外に中央銀行の金融政策の決定ないし運営について政府が積極的に関与を行う事例はきわめて少なく、極力これを中央銀行の自主的判断に委ねているということである。かかる中央銀行の自主性は通貨価値の安定を重視しそれについての中央銀行の機能を高く評価する結果にはかならないが、また同時に中央銀行は通貨価値安定を阻害しない限りにおいて、政府の一般経済政策を尊重し、これに協力すべきである。すでにみた通り、西ドイツのブンデス銀行法はこの点に關してきわめて明確な規定を置いており、同法は単に高度の独立性を謳うばかりでなく今日における最も良識的な規定とも考えられよう。

最後に、中央銀行の独立性という場合その独立性の性格はどのようなものかについて、世界で最も独立性の強い中央銀行制度といわれている米国連邦準備制度および西ドイツのブンデス銀行の場合を見よう。

まず米国では、通貨政策上の権限は本源的に議

会に属するものであるが、議会は連邦準備法をもつて連邦準備制度に対し金融に関する基本的権限を専管的に委任した。連邦準備制度は広義における政府機構の一部に属するものと考えられているが、一つの法律の執行が特定の機関の独占的管轄権に委ねられる場合は大統領以下の行政官庁はこれに干渉してはならないという解釈が確立されており、連邦準備制度に与えられている金融政策上の権限はその典型的事例とされている。

また西ドイツの場合には、ブンデスバンク法案に添付された政府提出の立法趣意書に最もよくその性格を表現している。「基本法はブンデスバンクの独立を許している。国家のいかなる行政活動も国会に対して責任を負っている政府の支配力の下に置かるべきであるとする議会責任制の原則はすべてのものに例外なく妥当するものではない。一例を挙げると、法律によつて間接的国家行政を

命ぜられている公共団体または公共機関は、通例制限された監督——往々政府の単なる法規上の監督——のみを受ける。それを別としても憲法起草者が法律以前のものとして認め、しかもあえて明文をもつて変更を加えなかつた法律以前の社会通念（といふ一般的見地）から生ずる前記議会主義の明記されざる例外もある。独立性こそは数十年來——独裁によつて破られはしたが——認められてきたドイツの発券銀行についての社会通念である。」

上記米国および西ドイツの場合、表現こそ異なつているが、いずれも通貨価値の安定確保という与えられた任務の範囲内では、金融政策を通貨価値の安定を阻害するような勢力から独立した中央銀行の専管に委ねることが、三権分立の民主主義体制の下においても許容されるという共通の考え方を示している。